

注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産

取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの

再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの

取得原価

取得原価が不明なもの

再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産

原則として取得原価

ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券

償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの

会計年度末における市場価格（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの

取得原価（又は償却原価法（定額法））

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの

会計年度末における市場価格（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの

出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当する資産はありません。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 12年～50年

工作物 6年～80年

物品 3年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）

定額法

（ソフトウェアについては、庁内における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に改修可能性を検討

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に改修可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち当該団体へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③ 賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末手当、勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（容易に換金可能であり、かつ、価値変動が僅少なもので、6か月以内に満期日が到来する流動性の高い投資をいいます。ただし、一般会計等においては、幌延町資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等としています。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

重要な会計方針の変更はありません。

(2) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

重要な資金の範囲の変更はありません。

3. 重要な後発事象

- (1) 主要な業務の改廃
主要な業務の改廃はありません。
- (2) 組織・機構の大幅な変更
組織・機構の大幅な変更はありません。
- (3) 地方財政制度の大幅な改正
地方財政制度の大幅な変更はありません。
- (4) 重大な災害等の発生
重大な災害等の発生はありません。

4. 偶発債務

- (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況
保証債務及び損失補償債務負担はありません。
- (2) 係争中の訴訟等
係争中の訴訟等はありません。

5. 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

| 団体（会計）名 | 区分 | 連結の方法 | 比例連結割合 |
|--------------------|------|-------|--------|
| 診療所特別会計 | 普通会計 | 全部連結 | - |
| 国民健康保険特別会計 | 特別会計 | 全部連結 | - |
| 後期高齢者医療特別会計 | 特別会計 | 全部連結 | - |
| 介護保険特別会計保険事業勘定 | 特別会計 | 全部連結 | - |
| 介護保険特別会計介護サービス事業勘定 | 特別会計 | 全部連結 | - |
| 簡易水道事業特別会計 | 特別会計 | 全部連結 | - |
| 下水道事業特別会計 | 特別会計 | 全部連結 | - |

連結の方法は次のとおりです。

① 普通会計、特別会計は、すべて全部連結の対象としています。

- (2) 出納整理期間
地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- (3) 表示単位未満の取扱い
千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- (4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。
該当する資産はありません。